

# 安全管理の徹底

契約の履行は受注者の自主施工が原則であり、安全管理、現場管理を含め施工方法等は、受注者がその責任において行うこととされています。

特に安全管理については、労働安全衛生法、安全施工技術指針等関係法令の遵守はもとより、「工事中における安全の確保を全てに優先する」という考えのもと、次の事項を徹底し、事故の未然防止に万全を期すようにお願いします。

- ① 工事の作業内容に応じた危険箇所の把握と具体的な防止策の作成
- ② 始業時、作業中及び終業時の安全点検の励行
- ③ (元請・下請問わず) 現場従事者への安全教育の徹底



万一、事故が発生した場合には、どんな些細な事故であっても直ちに監督員に事故報告をするとともに、速やかに工事担当課に事故報告を書面で提出して下さい。また、関係機関への報告等についても適切な対応をお願いします。

(総務部管財契約検査課契約担当)